

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2019年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. インドの間接税、物品・サービス税(Goods and Services Tax:以下「GST」)に関するアップデート:仕入税額控除の取扱いの改正¹

インド財務省の間接税・関税中央委員会(Central Board of Indirect Taxes and Customs:以下「CBIC」)により、仕入税額控除の取扱いが明確化された。中央物品・サービス税規則の規則 88A の導入に従い、仕入税額控除の新たな取扱いは、下記の表のとおりである。(なお、表中の番号については、統合税に係るアウトプット税から I :統合税に係るインプット税を控除、次に II :中央税に係るアウトプット税から統合税に係るインプット税を差し引く、といったように、控除する順番を指している)

仕入税額控除の対象	統合税に係る アウトプット税	中央税に係る アウトプット税	州税/領土税に係る アウトプット税
統合税	(I)	(II) 任意の順序及び任意の比率	
(III) 統合税に係るインプット税は全額控除されなければならない			
中央税	(V)	(IV)	認められない
州税/領土税	(VII)	認められない	(VI)

さらに、上表の仕入税額控除の改正がインド税務当局の物品サービス税ネットワーク(Goods and Service Tax Network of the tax authorities in India:以下「GSTN」)ポータルにおいて導入されるまで、納税者は共通ポータルで利用可能な機能に従い、自身に適用される仕入税額控除の利用が引き続き可能であることが明確化された。

2. 国際空港の免税店で販売される物品は、GST は免除される²

公益訴訟(Public Interest Litigation)が民事提訴され、アラハバード高等裁判所は、国際空港の出発区域又は到着区域の免税店(Duty Free Shop:以下「DFS」)で提供される物品は GST の課税の対象かどうかを問われた。

アラハバード高等裁判所は、国際線到着旅客に対して DFS で提供される保税倉庫の物品は国内消費用の通関が行われる前のものであるとの判断を下した。到着旅客は、物品を携行して空港の通関領域を通過し、その時点で初めて国内消費用の通関が行われる。そのため旅客は、適用される関税を支払う義務を有する。旅客の手荷物に含まれる物品は、DFS ではなく 2016 年バゲージ規則(Baggage Rules, 2016)に基づき国内消費用の通関が行われるため、DFS においては関税の支払義務が生じず³、統合物品・サービス税(Integrated Goods and Services Tax:以下「IGST」)も課税されない。

¹ 2019年4月23日付通達 no. 98/2019

² アラハバード高等裁判所 Atin Krishna versus U.O.I. Thru Sect. Ministry of Finance and ors. 2019 (5) TMI 1397

³ 1962年関税法第12条と共に解釈される IGST 法第5(1)の規定に基づく

出国ターミナルの DFS において、出国便の旅客、すなわちインドから国外に向かう旅客に提供される保税倉庫の物品については、国内消費用の通関が行われておらず、かつ当該提供物品が DFS によって輸出されたものであると考えられるため、関税や IGST は課税されない。

3. 外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investors: 以下「FPI」)は地方債への投資が可能

非居住者投資家によるインドの債券の調達を拡大するための対策として、インド準備銀行(Reserve Bank of India: 以下「RBI」)⁴は、FPIによる地方債への投資を承認した。前述の地方債への投資は、州開発ローンに投資する FPI 向けに設定されている制限の範囲内で実施されなければならない。

RBI が発行した上記の通達を考慮して、インド証券取引委員会(Securities and Exchange Board of India: 以下「SEBI」)⁵は、2014 年 SEBI(外国ポートフォリオ投資家)の規則に基づき、FPI は地方債への投資が承認される旨を明確化した。

4. GSTN への所得税申告書データの提出に関する直接税中央委員会(Central Board Direct Taxes: 以下「CBDT」)の省令

CBDT は、所定の所得税局へ通達する省令を発行し、特定の所得税申告書やその他の情報を GSTN と共有するよう指示した。

CBDT は、租税、関税等の徴収に関連するあらゆる法律の下で職務を果たす職員、当局又は機関に、情報を提供する権限⁶を有する。

この権限を行使して、CBDT は特定の所得税申告書やその他の情報を、GSTN の Nodal Officer(主務担当者)に提供する省令⁷を出した。

本省令は、特定の所得税申告書に関連する情報を GST 当局と共有するための手順を具体化したものである。これにより GST 当局は GST 用に作成された申告書を反面調査するためのさらなる情報を入手することが可能となる。情報の共有は、要求ベース、自発的かつ自動的なアクションとして行うことができる。これらの運用に係る様式はまだ整備されていないが、明らかに申告書に関連する情報を連携させるためのひとつのステップであると考えられる。

注目すべき点は、以下のとおりである。

- 納税者は、GST 申告書、所得税申告書、公認会計士によって発行される税務監査に関する報告書等⁸の提出書類やそのコンプライアンスにおいて一貫性を保つことが推奨される。これらの各種書類間では整合性が図られるべきだが、仮に差異がある場合はその理由を適宜照合するべきである
- GST 当局は、所得税当局共有する情報(GST 申告書、GST 監査等を通じて入手可能な情報)についても入手する可能性が高い
- GST 関連の情報の収集が必要となる税務監査に関する報告書は、GST 申告書に一致していなければならない。この場合もまた、差異がある場合はその理由を適宜照合するべきである

4 2019 年 4 月 25 日付通達: RBI/ 2018-19/176 A.P. (DIR Series)通達 No. 33 による

5 2019 年 5 月 8 日付通達

6 1961 年所得税法第 138 条

7 ニューデリーの所得税国際課税総局長(Principal Director General of Income-tax (Systems))又は所得税国際課税局長(Director General of Income-tax (Systems))を特定の所得税局とした 2019 年 4 月 30 日付省令。

8 Form 3CD において

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohmatsumi.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni pawankumar.kulkarni@tohmatsumi.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumi.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001